

第3次 余市町立学校における働き方改革
アクション・プラン

令和6年2月
(令和8年3月一部改訂)

余市町教育委員会

はじめに

北海道教育委員会（以下、「道教委」という。）では、平成 30 年 3 月に、「学校における働き方改革北海道アクション・プラン」を、令和 3 年 3 月には、「学校における働き方改革北海道アクション・プラン（第 2 期）」を策定し、教育委員会においても、平成 30 年 6 月に「余市町立学校における働き方改革アクション・プラン」を、令和 3 年 2 月には、「第 2 次余市町立学校における働き方改革アクション・プラン」を策定し、教育委員会と学校との連携による働き方改革に向けた業務改善を進めてきた。

しかしながら、道教委が令和 4 年度に行った「教育職員に係る勤務実態調査」の結果では、前回調査（令和元年度）と比較して、一定の在校等時間の縮減が認められる一方で、依然として多くの教育職員が長時間勤務となっている実態が明らかとなっている。

本町において策定された「第 3 次余市町立学校における働き方改革アクション・プラン」においては、第 2 次アクション・プランの達成状況を踏まえ、学校、家庭、地域、行政が緊密に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、引き続き教職員が教育活動に集中し専念できる環境の整備に努める必要がある。

学校における働き方改革により、教員自身がこれまでの働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保していくことは、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につながるものであり、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立する職場となるよう、これまで以上に実効性のある取組を進めていく必要がある。

こうした中、令和 7 年 6 月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）が改正され、教育職員のサービスを監督する教育委員会に対して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表が義務付けられるとともに、計画を総合教育会議に報告する仕組みが新たに設けられた。

アクション・プランの性格

本プランは、道教委が策定した「学校における働き方改革北海道アクション・プラン（第 2 期）」に基づき、「第 2 次余市町立学校における働き方改革アクション・プラン」の達成状況を踏まえて、さらに継承、発展しつつ、町内の全ての学校が働き方改革を進めるため、教育委員会が策定し、各学校の取組を促すものであり、改正後の給特法第 8 条第 1 項に定める「業務量管理・健康確保措置実施計画」として、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和 7 年文部科学省告示第 114 号。以下「国指針」

という。)に即して定め、同法第8条第3項に基づき総合教育会議に報告するものである。

また、本プランについては、今後の国や北海道の動向、学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行う。

取組の方向性

教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになるという、学校における働き方改革の目的を共有しながら、取組を実行するものとする。

学校における働き方改革は、学校はもとより、国、地方公共団体、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務体系の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要である。

教育委員会及び学校の役割

(1) 教育委員会の役割

教育委員会は、学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施するとともに、取組を行うための支援を行う。

また、時間外在校等時間の縮減に係る各学校の取組について適切に把握するとともに、その進行管理や指導助言に努める。

(2) 学校の役割

校長は、「学校経営方針」等に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革に向けた取組を、関係機関と連携しながら主体的に推進するとともに、時間外在校等時間の縮減に向け、日頃から教職員の勤務状況や校務の推進状況を把握し、教職員の健康管理、校務分掌の見直しによる業務処理体制の改善に努める。

アクション・プランの期間

令和6年度から令和8年度の3年間とする。

アクション・プランの目標

本プランに掲げる取組成果の検証を行いながら着実に進めるため、当面の目標を次のとおり設定する。

- (1) 教育職員の「時間外在校等時間」を1カ月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。
※全ての教育職員の時間外在校等時間が上記目標の範囲内となることを目指して取り組み、国指針で目標としている「令和11年度までに、教育職員の1か月当たりの時間外在校等時間の平均30時間程度」の実現を図る。
- (2) 別に定める「教職員の時間外在校等時間縮減及び休暇取得促進等に関する方針」及び「余市町立学校に係る部活動の方針」に基づく部活動休養日を全ての部活動で実施する。
- (3) 定時退勤日を全町立学校で月2回以上実施する。
- (4) ワークライフバランス推進強化期間を全町立学校で年2回以上実施する。

取組の検証と改善

教育委員会及び学校は、道教委が提供する検証結果により、学校現場における取組の進捗状況を把握し、国指針で改めて示された「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、新たな取組の追加や効果が見られない取組の見直しなどの改善を行う。

Action 1 校務の効率化と役割分担の推進

■ICTの活用による校務効率化の推進

校務支援システムの利用促進や会議資料のペーパーレス化、スケジュール管理のオンライン化、学校と保護者等間の連絡手段をデジタル化するなど、校務処理の負担軽減を進める。

■保護者・地域等との連携協働

学校の働き方改革の取組の進捗状況等について、学校便りやホームページで公表するなど、その効果を可視化して保護者や地域に周知する。

■専門スタッフ等の配置促進

各学校の課題に応じてスクールカウンセラー、パートナーティーチャー、学習支援員等の派遣及び配置を引き続き進める。

Action 2 部活動指導に関わる負担の軽減

■部活動休養日等の完全実施

「余市町立学校に係る部活動の方針」に基づき、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施に向けた取組を進める。

○方針（概要）

(1) 休養日

週当たり2日以上以上の休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）。

(2) 活動時間

1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

■指導・運営に係る体制の構築

特定の教員に部活動指導業務が集中することがないように、複数顧問の配置などにより、負担の平準化や軽減を図る。

■大会等に係る負担の軽減

生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。

■部活動の地域移行

生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

Action 3 学校運営体制の見直しなどによる改善

■教頭の業務縮減

組織的な学校運営を行うにあたり、業務内容や業務分担の見直しを進め、教頭の業務負担も考慮しながら校内体制を整備する。

■学校行事の精選・重点化

学校行事の準備等が教員の過度な負担とならないよう、改めて働き方改革の

必要性と意義を保護者や地域に発信するとともに、学校の実情に応じた取組に必要な支援を行う。

■適切な教育課程の編成・実施

各年度の教育課程編成において、余剰時数は必要最小限とし、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画にするなど、適切にマネジメントする。

■適正な勤務時間の管理等

児童生徒等の下校時刻や部活動、学校の諸会議等について、職員の勤務時間を考慮した時間設定と行うとともに、労働基準法等の規定に基づき職員が適正な時間に休憩時間を確保するよう指導・助言を行う。

■「チーム学校」としての取組の推進

文部科学省が発行している働き方改革事例集や道内外の好事例を参考にし、学校の実情に応じて活用できるものは積極的に取り入れるなど、改革を推進する。

■若手教員への支援

若手職員の日頃の様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいた場合には、すぐに声掛け等を行い、必要に応じて業務を補助するなどして、若手職員が孤立することのないよう支援する。

■学校の組織運営に関する見直し

設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を扱う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を図る。

Action 4 意識の変容を促す取組

■働き方改革の意識を高める取組の推進

これまでの慣習にとらわれず、教育の質を保ちながら、働き方改革を効果的に進めている事例等を積極的に紹介しながら、学校の管理職の意識改革を一層進める。

■ワークライフバランスを意識した働き方の推進

学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、学校運営体制の見直しなどによる業務の効率化に合わせて、次の取組を進める。

- ① 月2回以上の定時退勤日の実施
- ② 年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施
- ③ 15日以上の子次有給休暇の取得促進

■働き方改革に関する研修の実施

業務の改善・見直しなど、働き方改革に関する研修を計画する。

■これまでの取組の着実な推進

在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進めるとともに、在校等時間が長時間となっている職員への面談を行い、ストレスチェックなども活用し、適切な指導を行う。

Action 5 学校サポート体制の充実

■メンタルヘルス対策の推進等

労働安全衛生管理体制の適切な整備やストレスチェックの実施を図るなど、学校の職員のメンタルヘルス対策を推進する。

■トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、警察や福祉部局との連絡体制の確立など、関係部局との連携・協力体制を強化する。

■調査業務等の見直し

学校を対象として行う調査は、その必要性や効果を十分検討した上で、精選や見直し、簡素化を進めるとともに、調査の実施に当たっては、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう配慮する。

■研修・会議の精選・見直し

教職員研修の精選をはじめ、オンライン研修の実施など、学校や教員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努めるとともに、長期休業期間中の研修については、国の通知等を踏まえながら精選を検討する。

■学校が作成する計画等の見直し

各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とする指導・助言を行う。

■教諭等及び事務職員の標準職務の明確化等

教諭等及び事務職員の職務の範囲を標準的に示した例について学校管理規則等で定め、業務の明確化・適正化を図ることにより、それぞれが本来の職務に集中し、専門性を発揮できるような環境を整備するとともに、事務職員がこれまで以上に校務運営に自主的・主体的に参画できる環境整備に努める。

■勤務時間外における電話対応の見直しの促進

学校と連携し、緊急時の連絡方法を確保するとともに、保護者や地域住民に対し、改めて働き方改革の必要性和意義を発信し、学校への勤務時間外の電話連絡等を控えるよう理解・協力を得る取組を推進する。

学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

- (1) 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。
この上限は、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。
- (2) 教育委員会及び校長は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- (3) 教育職員の時間外在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることや計画に定める目標を達成することのみを目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、休憩時間並びに週休日・休日を含めて実際の時間より短い虚偽の時間

を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。

なお、校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることは、法令に違反するものであり信用失墜行為として懲戒処分等の対象となり得ること。

- (4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することや計画に定める目標を達成することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。

教育委員会及び校長は、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。

【用語解説】

①教育職員

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第2条第2項に定める公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

②在校等時間

教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間（正規の勤務時間外においていわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含む。）として、外形的に把握することができる時間を基本とし、次のア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除く時間とする。

ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間

イ 在宅勤務（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間

ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間（当該教育職員の申告に基づくものとする。）

エ 休憩時間

③所定の勤務時間

給特条例第7条第1項各号に掲げる日（祝日法による祝日、年末年始の休日及び開校記念日（代休日が指定された日を除く。））以外の日における正規の勤務時間をいう。

④時間外在校等時間

②「在校等時間」から③「所定の勤務時間」を減じた時間のこと。

■年度計画表

取組内容	R6	R7	R8
● ICTの活用による校務効率化の推進	○	◎	◎
● 保護者・地域等との連携協働	○	◎	◎
● 専門スタッフ等の配置促進	◎	◎	◎
● 部活動の休養日等の完全実施	◎	◎	◎
● 指導・運営に係る体制の構築	◎	◎	◎
● 大会等に係る負担の軽減	◎	◎	◎
● 部活動の地域移行	○	◎	◎
● 教頭の業務縮減	検討	○	◎
● 学校行事の精選・重点化	◎	◎	◎
● 適切な教育課程の編成・実施	◎	◎	◎
● 適正な勤務時間の管理等	◎	◎	◎
● 「チーム学校」としての取組の推進	検討	○	◎
● 若手教員への支援	◎	◎	◎
● 学校の組織運営に関する見直し	◎	◎	◎
● 働き方改革の意識を高める取組の推進	◎	◎	◎
● ワークライフバランスを意識した働き方の推進	◎	◎	◎
● 働き方改革に関する研修の実施	検討	○	◎
● これまでの取組の着実な推進	◎	◎	◎
● メンタルヘルス対策の推進等	◎	◎	◎
● トラブル等に直面した際のサポート体制の構築	◎	◎	◎
● 調査業務等の見直し	◎	◎	◎
● 研修・会議の精選・見直し	検討	○	◎
● 学校が作成する計画等の見直し	◎	◎	◎
● 教諭等及び事務職員の標準職務の明確化等	検討	○	◎
● 勤務時間外における電話対応の見直しの促進	検討	○	◎

◎：すでに実施している ○：年度中に実施予定